

平成25年6月12日

平成24年度電波の利用状況調査の評価について
(平成25年6月12日 諮問第15号)

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(成田課長補佐、安倍係長)

電話：03-5253-5829

諮問内容について

総務省総合通信基盤局電波政策課

(原田課長補佐、中島係長)

電話：03-5253-5874

平成24年度電波の利用状況調査の評価について

平成25年6月
総合通信基盤局電波部
電波政策課

【調査する事項】

- 無線局の数
- 無線局の具体的な使用実態
- 他の電気通信手段への代替可能性 等

電波法に定める
3,000GHz以下の周波数の
電波の利用状況の調査

3年を周期として、次に掲げる
周波数帯ごとに実施

- ① 714MHz以下
- ② 714MHz超3.4GHz以下
- ③ **3.4GHz超**
(平成24年度対象)

①調査	②調査	③調査
H17	← H16	← H15
H20	← H19	← H18
H23	← H22	← H21
...	H25	← H24

国民の意見

- 例
- ・ 新規の電波需要に迅速に対応するため、電波再配分が必要
 - ・ 既存の電波利用の維持が必要

周波数区分ごとの
電波の有効利用の
程度の評価

調査及び評価結果の概要の公表

- 例
- ・ 現在、電波は有効に利用されている
 - ・ 使用帯域の圧縮が適当
 - ・ 中継系の固定局は光ファイバ等への転換が適当

電波監理審議会への諮問

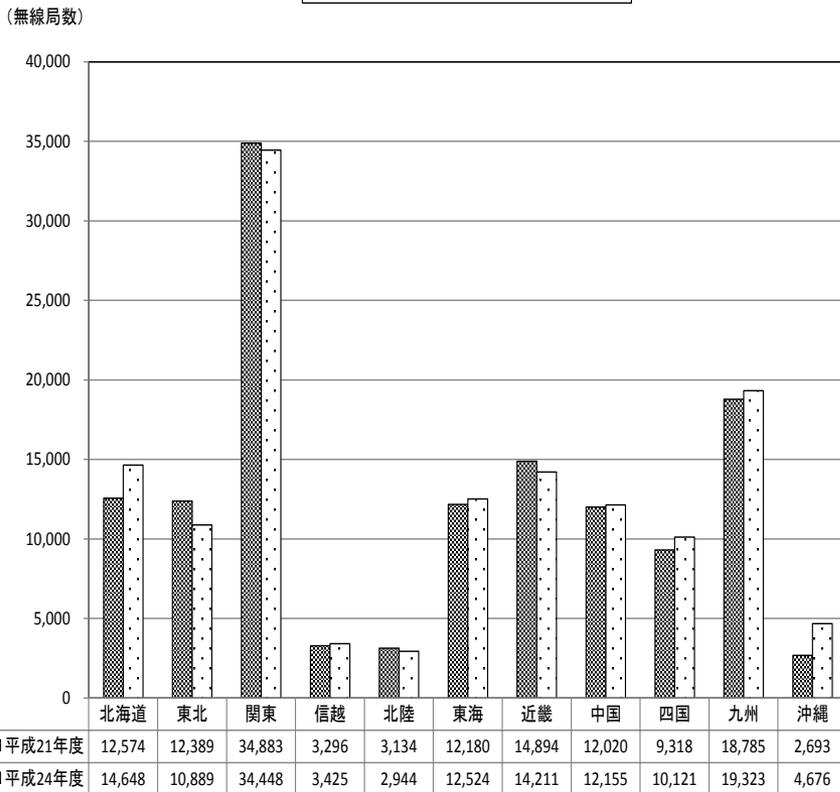
調査・評価結果を踏まえ、周波数の再編を実施

「平成24年度電波の利用状況調査」の概要

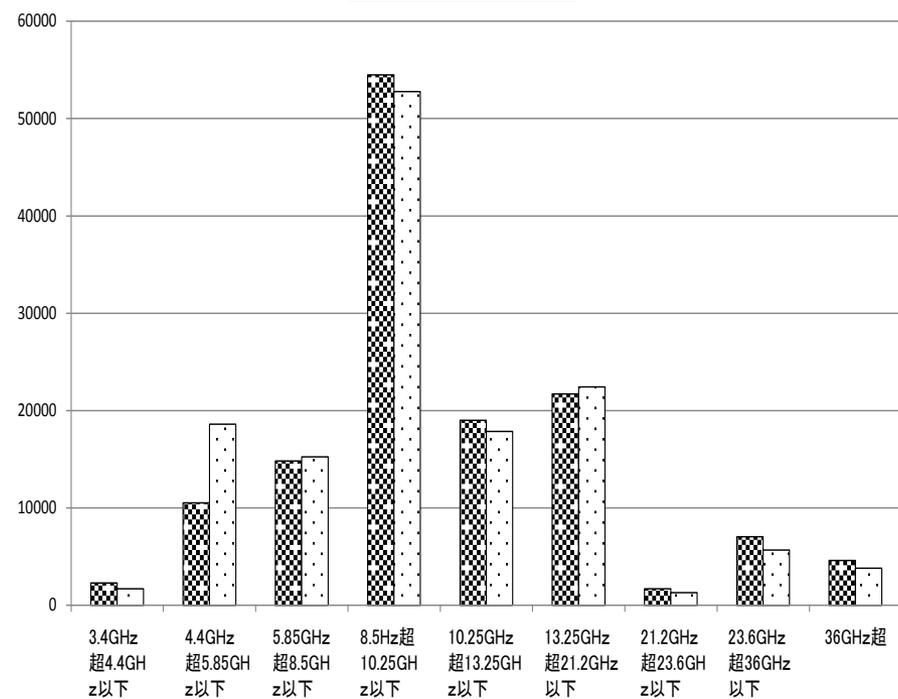
- (1) **目的:** 技術の進歩に応じた電波の最適な利用を実現するため、次に掲げる周波数帯ごとに、おおむね3年を周期として電波の利用状況を調査、電波の有効利用の程度を評価する。
この評価結果を踏まえ、周波数割当計画の作成・改正を実施。
- (2) **根拠条文:** 電波法第26条の2
- (3) **調査対象:** 平成24年3月1日現在において、3.4GHzを超える周波数を利用する無線局
- (4) **調査対象:** 無線局数 約13.9万局(平成21年度:約13.6万局)
免許人数 約49.9千人(平成21年度:約51.4千人)
(各周波数区分毎の合算値)
* 複数の周波数区分を利用している無線局・免許人は、当該複数分をカウントしているため、実際の無線局数・免許人数より多い。
- (5) **調査事項:** 免許人数、無線局数、通信量、具体的な使用実態、電波有効利用技術の導入予定、他の電気通信手段への代替可能性 等
- (6) **調査方法:** 全国11の総合通信局等の管轄ごとに、次の調査を実施
- ① 総合無線局管理ファイルを活用して、免許人数・無線局数等の集計・分析
 - ② 免許人に対して、無線局の使用実態や電波の有効利用技術の導入予定等を質問し、その回答を集計・分析
- (7) **意見募集:** 平成25年5月11日から同月31日までの間、調査結果公表及び評価結果案の意見募集
(NTTドコモ、ソフトバンクグループ等5件の意見提出あり。)

調査結果及び評価結果のポイント (3.4GHz超の周波数区分全体)

■平成21年度 □平成24年度



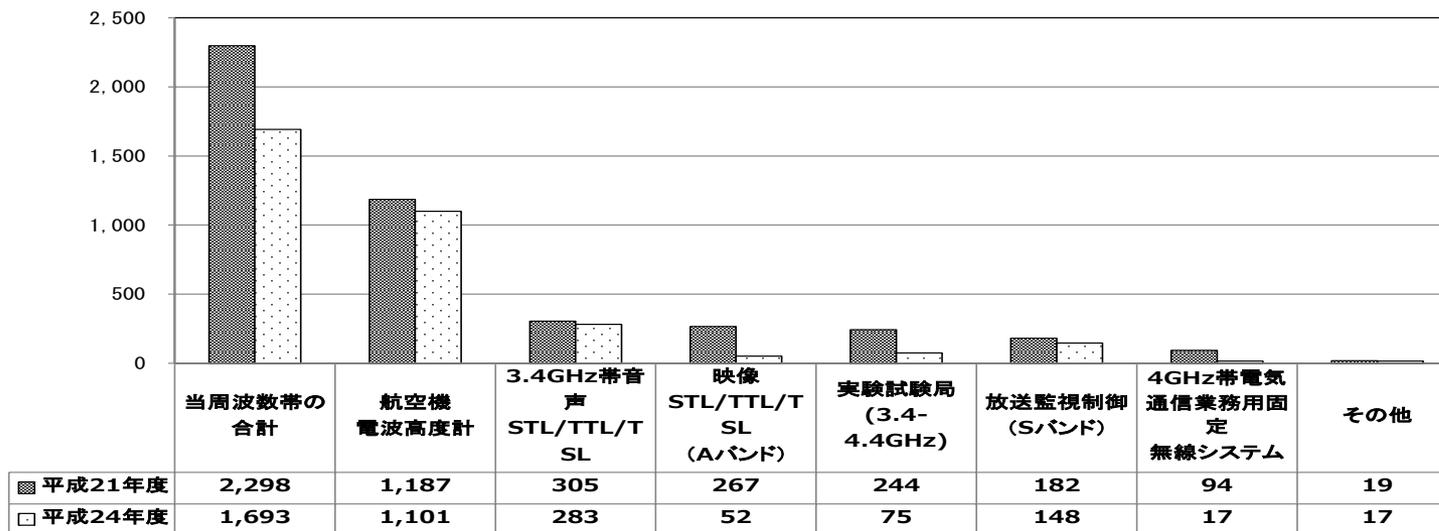
■平成21年度 □平成24年度



	平成21年度	平成24年度	平成24年度の周波数区分ごとの割合	合計						
平成21年度	2,298	10,518	14,821	54,482	19,007	21,718	1,695	7,039	4,588	136,166
平成24年度	1,693	18,587	15,254	52,755	17,865	22,439	1,300	5,671	3,800	139,364
平成24年度の周波数区分ごとの割合	1.2%	13.3%	10.9%	37.9%	12.8%	16.1%	0.9%	4.1%	2.7%	100.0%

- (1) 3.4GHz超の周波数全体の無線局数は、平成21年度136,166局から平成24年度139,364局に増加(約2.3%増)しており、その利用も国際的な割当てと整合がとれている等おおむね適切に利用されている。
- (2) 3.4GHz超の周波数帯は、船舶無線航行レーダー等に多く利用されている「8.5GHz超10.25GHz以下」の周波数を利用している無線局数の割合が約40%と最も高く、その傾向は平成21年度調査時と同様である。
- (3) 第4世代移动通信システムの導入が今後予定されている周波数のうち、3,456-3,600MHzについては平成24年11月30日までに6,870-7,125MHz等への移行が完了しているが、3,400-3,456MHz帯については平成21年度と比較すると減少しているものの、まだ相当数の放送事業用無線局があるため、第4世代移动通信システムの需要動向を踏まえて最終の周波数使用期限を設定する等、第4世代移动通信システムの導入に向けた環境整備を早急かつ着実に進めていく必要がある。
- (4) 地域的に見ると、北海道と沖縄の無線局数の増加傾向が大きく、これは、5GHz帯無線アクセスシステムの無線局数の増加によるものである。

調査結果及び評価結果のポイント（3.4－4.4GHz帯）



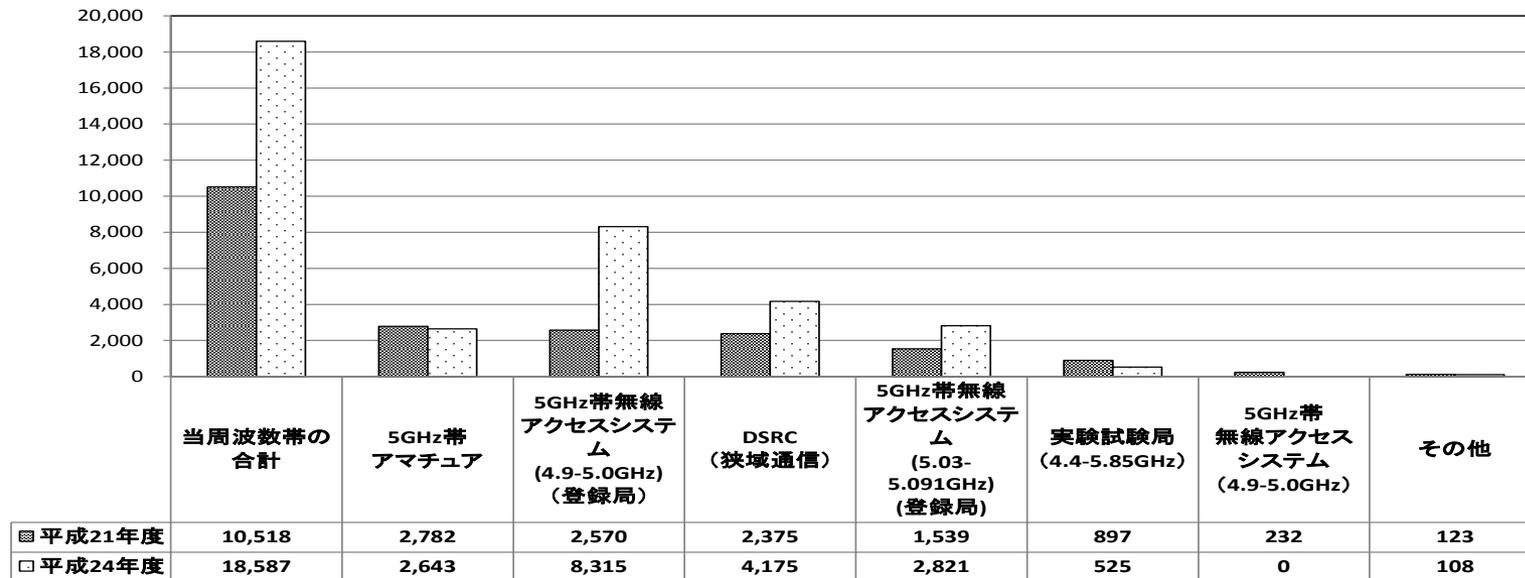
調査結果のポイント

- ・ 本周波数帯は、航空機電波高度計や音声STL/TTL/TSL、放送監視制御等放送事業用無線局等で主に利用されている。
- ・ 本周波数帯の無線局数は、平成21年度2,298局から平成24年度1,693局へ減少（約26%減）
- ・ 周波数割当計画において周波数の使用期限が平成24年11月30日までとされている映像STL/TTL/TSLは、調査時では52局残っていたが、同使用期限までに移行が完了している。

評価結果のポイント

- ・ 本周波数帯は、航空機電波高度計、放送事業用無線局等で利用されており、これは国際的な周波数割当てとも整合がとれ、適切に利用されている。
- ・ 第4世代移動通信システム用候補周波数として、追加分配が検討される見通しである3.6-4.2GHz帯については、使用期限である平成24年11月30日までに電気通信業務用固定局の光ファイバ等への移行が完了しているが、既に特定されている3.4-3.6GHz帯のうち3,400-3,456MHz帯については、周波数再編アクションプラン（平成24年10月改定版）において最長で平成34年11月30日までに周波数移行することとしているが、放送事業用無線局がまだ相当数残っているため、第4世代移動通信システムの需要動向を踏まえて最終の周波数使用期限を設定する等第4世代移動通信システムの導入に向けた環境整備を早急かつ着実に進めていく必要がある。
- ・ 映像STL/TTL/TSL(Aバンド)の無線局数の減少は第4世代移動通信システムの導入のため6,870-7,125MHz等の周波数帯への移行により、実験試験局(3.4-4.4GHz)の無線局数の減少はUWB無線システム等の実験終了によるものである。

調査結果及び評価結果のポイント (4.4-5.85GHz帯)



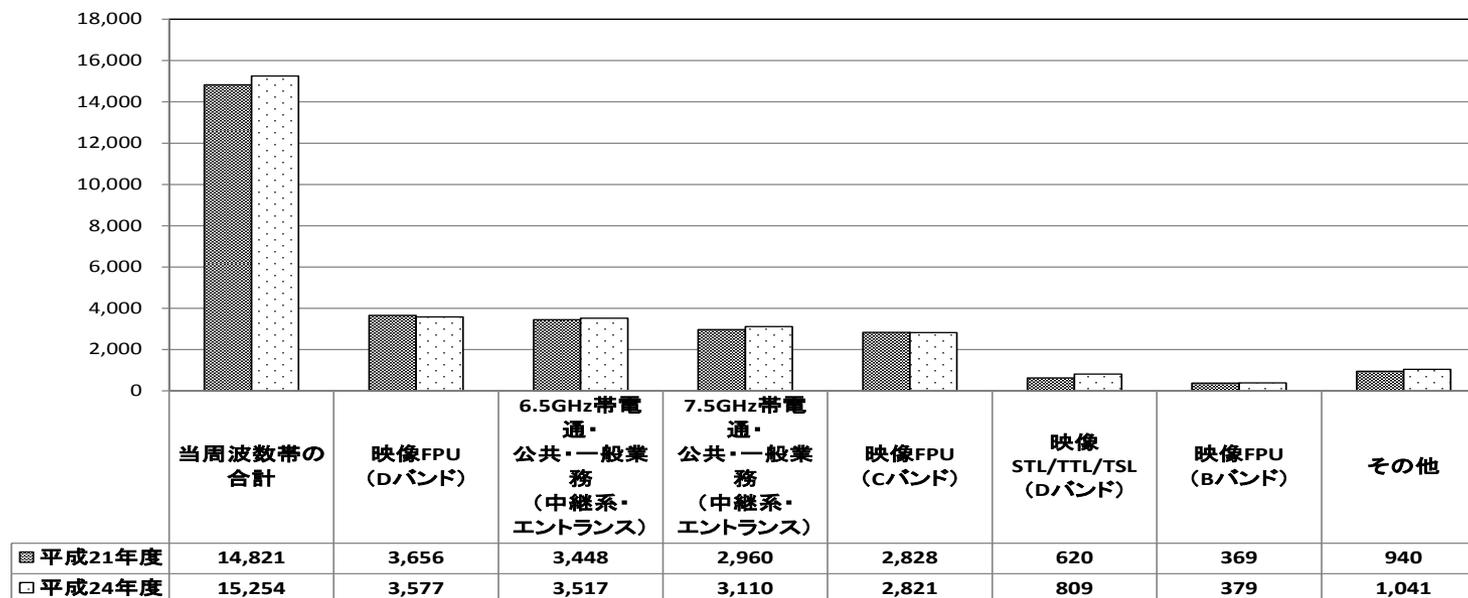
調査結果のポイント

- ・ 本周波数帯は、5GHz帯無線アクセスシステム、DSRC(狭域通信)、5GHz帯アマチュア等で主に利用されている。
- ・ 本周波数帯の無線局数は、平成21年度10,518局から平成24年度18,587局へ増加(約77%増)。

評価結果のポイント

- ・ 本周波数帯は、5GHz帯無線アクセスシステム、DSRC等で利用されており、これは国際的な周波数割当てともおおむね整合がとれ、適切に利用されている。なお、5.03-5.091GHz帯については、世界的にMLS(マイクロ波着陸システム)用に分配されているが、我が国ではMLSの導入の予定が当面ないことから、5GHz帯無線アクセスシステム用として平成29年11月30日までに限り使用することを可能としている。
- ・ 4.4-4.9GHz帯については、WRC-15において第4世代移動通信システム用候補周波数帯として追加分配が検討される見込みの周波数帯であり、国際協調を図りつつ検討を行っていく必要がある。
- ・ 5GHz帯無線アクセスシステム(4.9-5.0GHz及び5.03-5.091GHz)の無線局数の増加は公衆無線LAN基地局のエントランス回線等の利用の増加により、DSRC(狭域通信)の無線局数の増加はETC、ITSスポット等の利用の増加によるものである。
- ・ 5GHz帯を利用する免許不要の小電力データ通信システム(出荷台数:H21年度約830万台→H24年度約4,900万台(約5倍増))の需要が今後も増加すると考えられることから、5,250-5,350MHz帯を利用している5GHz帯気象レーダー/5GHz帯空港気象レーダーを5,327.5-5,372.5MHz帯又は9GHz帯への周波数移行を着実に進めていくことが必要である。

調査結果及び評価結果のポイント（5.85－8.5GHz帯）



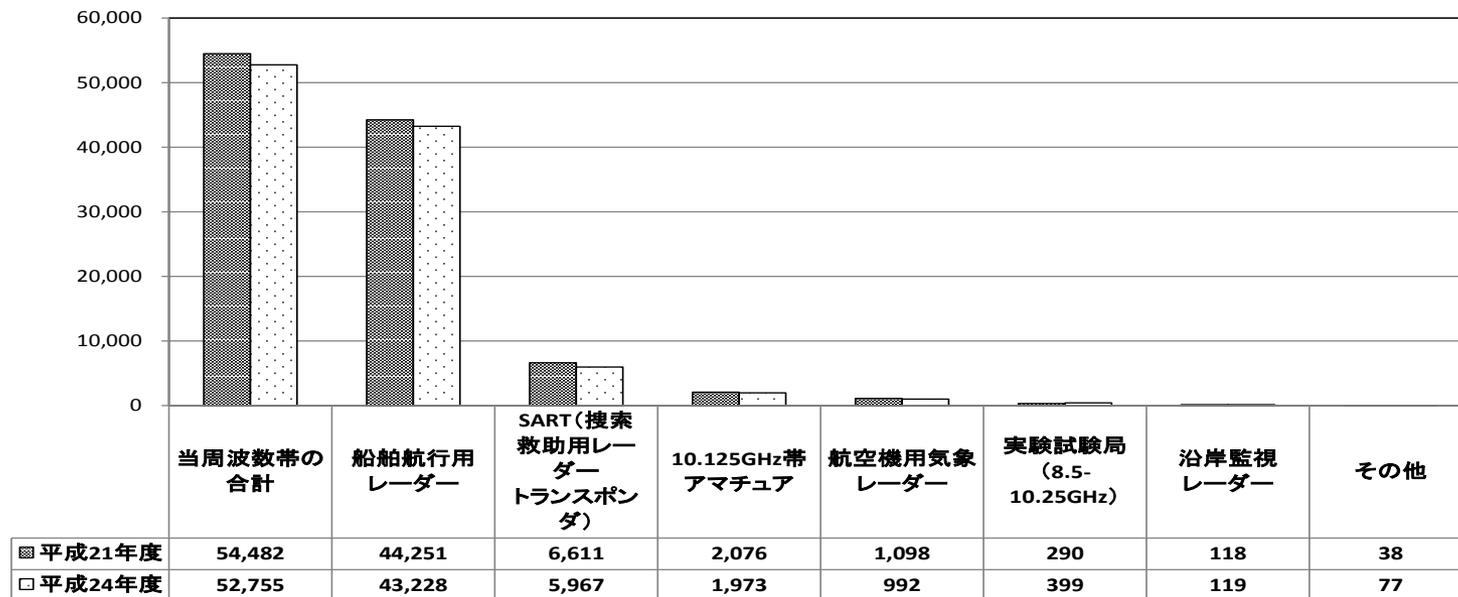
調査結果のポイント

- ・ 本周波数帯は、映像FPU、電通・公共・一般業務(中継系・エントランス)等で主に利用されている。
- ・ 本周波数帯の無線局数は、平成21年度14,821局から平成24年度15,254局へ増加(約3%増)

評価結果のポイント

- ・ 本周波数帯は、映像FPU、電通・公共・一般業務(中継系・エントランス)等で利用されており、デジタル技術等の周波数有効利用技術の導入率も高く、国際的な周波数割当てとも整合がとれ、適切に利用されている。
- ・ 放送事業用無線局が利用しているBバンド、Cバンド及びDバンドについて、平成24年7月25日以降、電気通信業務用固定無線システムにも使用可能となったこと及び第4世代移動通信システムの導入に伴う3.4GHz帯放送事業用無線局の周波数移行の受け入れ先として今後も無線局の増加が見込まれることから、既存無線局の周波数利用効率を更に高めていく必要がある。

調査結果及び評価結果のポイント (8.5-10.25GHz帯)



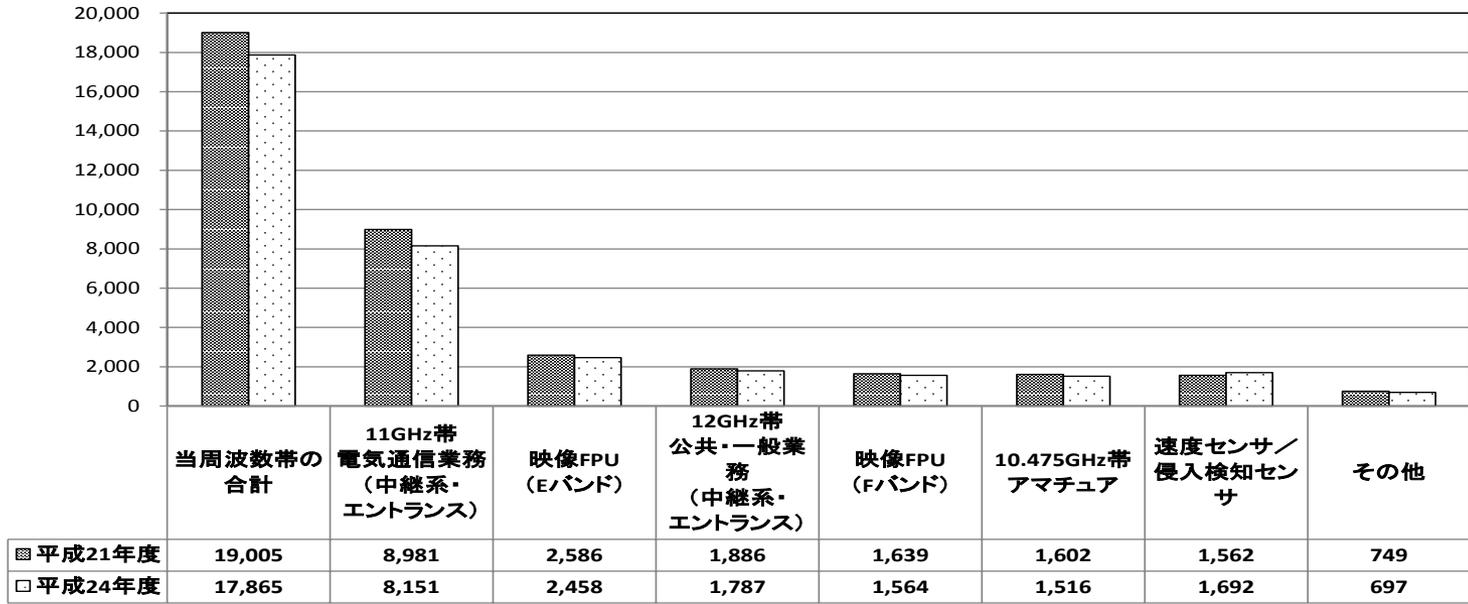
調査結果のポイント

- ・ 本周波数帯は、船舶航行用レーダー、SART(捜索救助用レーダートランスポンダ)等で主に利用されている。
- ・ 本周波数帯の無線局数は、平成21年度54,482局から平成24年度52,755局へ減少(約3%減)

評価結果のポイント

- ・ 本周波数帯は、船舶航行用レーダー、SART等で利用されており、これは国際的な周波数割当てとも整合がとれ、適切に利用されている。
- ・ 船舶航行用レーダー及びSARTについては「海上における人命の安全のための国際条約」(SOLAS条約)において、航空機用気象レーダーについては「国際民間航空条約」(ICAO条約)においてそれぞれその搭載が義務付けられており、今後も一定の需要が見込まれる。

調査結果及び評価結果のポイント（10.25－13.25GHz帯）



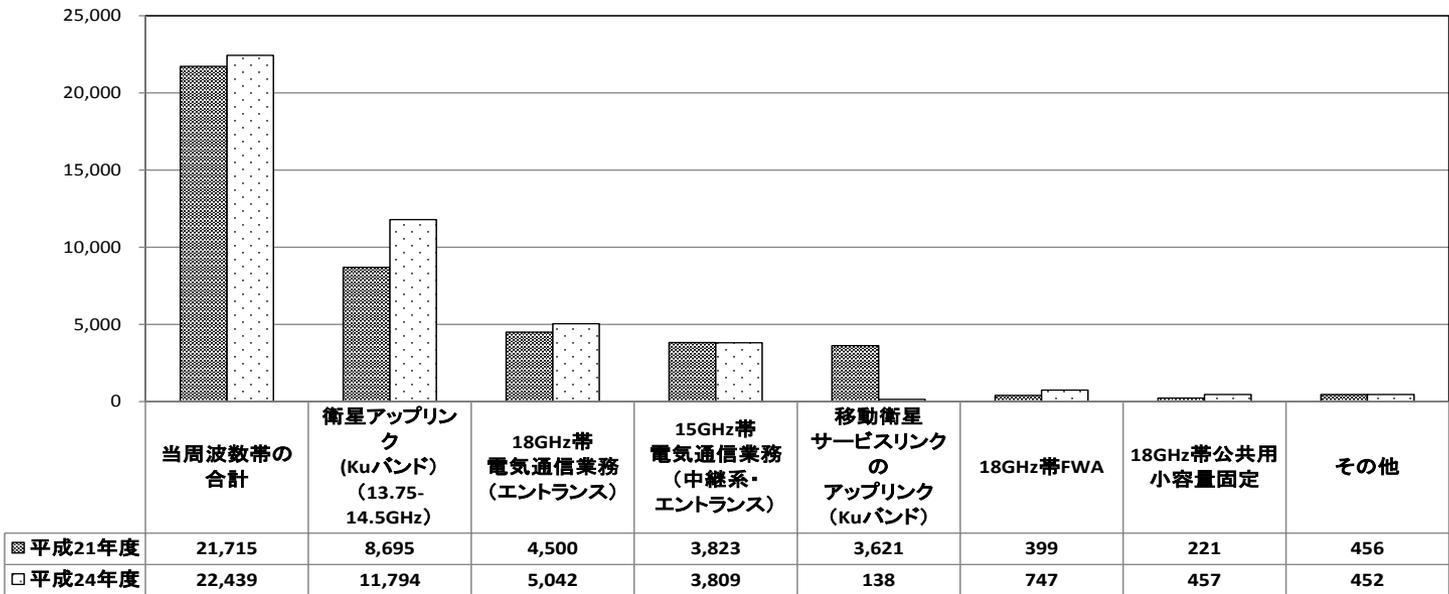
調査結果のポイント

- ・ 本周波数帯は、11GHz帯電気通信業務（中継系・エントランス）、映像FPU等で主に利用されている。
- ・ 本周波数帯の無線局数は、平成21年度19,007局から平成24年度17,865局へ減少（約6%減）

評価結果のポイント

- ・ 本周波数帯は、電気通信業務（中継系・エントランス）、映像FPU等で利用されており、これは国際的な周波数割当てとも整合がとれ、適切に利用されている。
- ・ 11GHz帯電気通信業務（中継系・エントランス）については、光ファイバの普及等に伴い、減少傾向にあり、15GHz、18GHz及び22GHz帯の電気通信業務用固定局とともに、高速伝送に対する需要に対応した技術的条件の見直しを図ることが適当。

調査結果及び評価結果のポイント（13.25－21.2GHz帯）



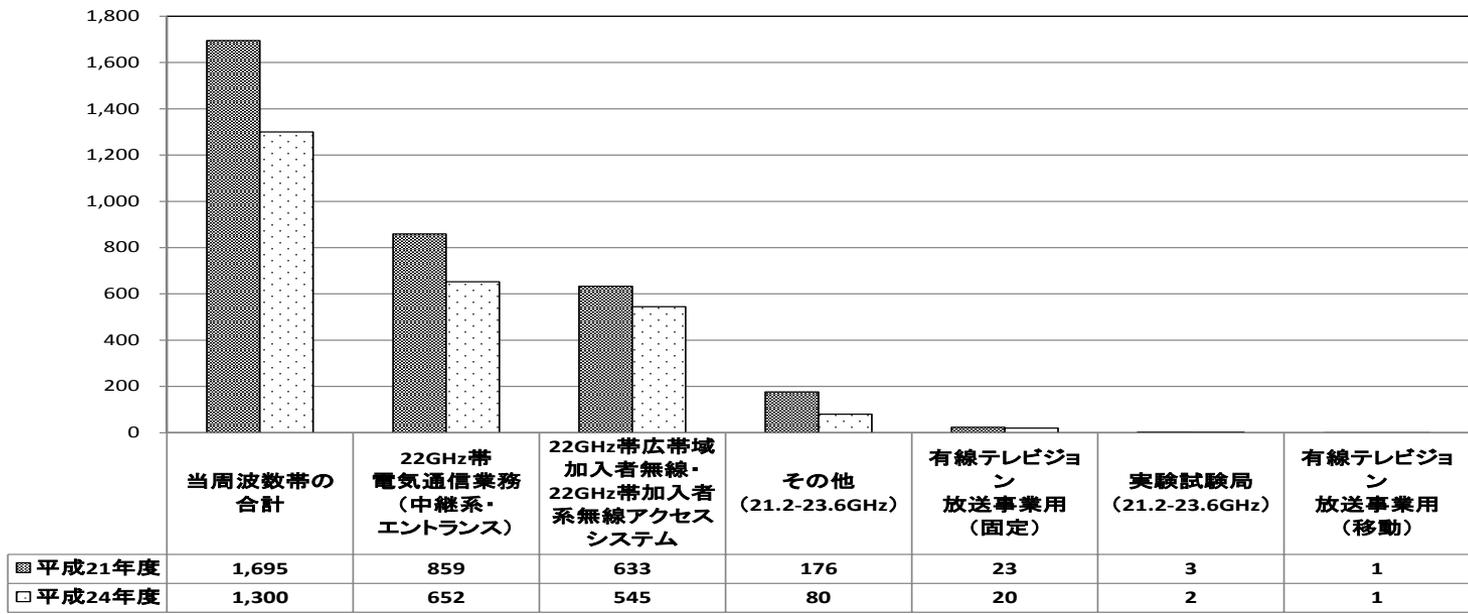
調査結果のポイント

- ・ 本周波数帯は、衛星アップリンク、18GHz帯電気通信業務(エントランス)等で主に利用されている。
- ・ 本周波数帯の無線局数は、平成21年度21,718局から平成24年度22,439局へ増加(約3%増)

評価結果のポイント

- ・ 本周波数帯は、衛星アップリンク、電気通信業務(エントランス)等で利用されており、これは国際的な周波数割当てとも整合がとれ、適切に利用されている。
- ・ 15GHz帯電気通信業務(中継系・エントランス)及び18GHz帯電気通信業務(エントランス)については、11GHz帯及び22GHz帯の電気通信業務用固定局とともに、高速伝送に対する需要に対応した技術的条件の見直しを図ることが適当。
- ・ 衛星アップリンク(Kuバンド)の無線局数の増加は、小型で可搬性に優れたVSAT地球局の増加によるものである。
- ・ 移動衛星サービスリンクのアップリンク(Kuバンド)の無線局数の減少は、オムニトラックスが平成23年3月にサービス停止したことによるものである。

調査結果及び評価結果のポイント (21.2-23.6GHz帯)

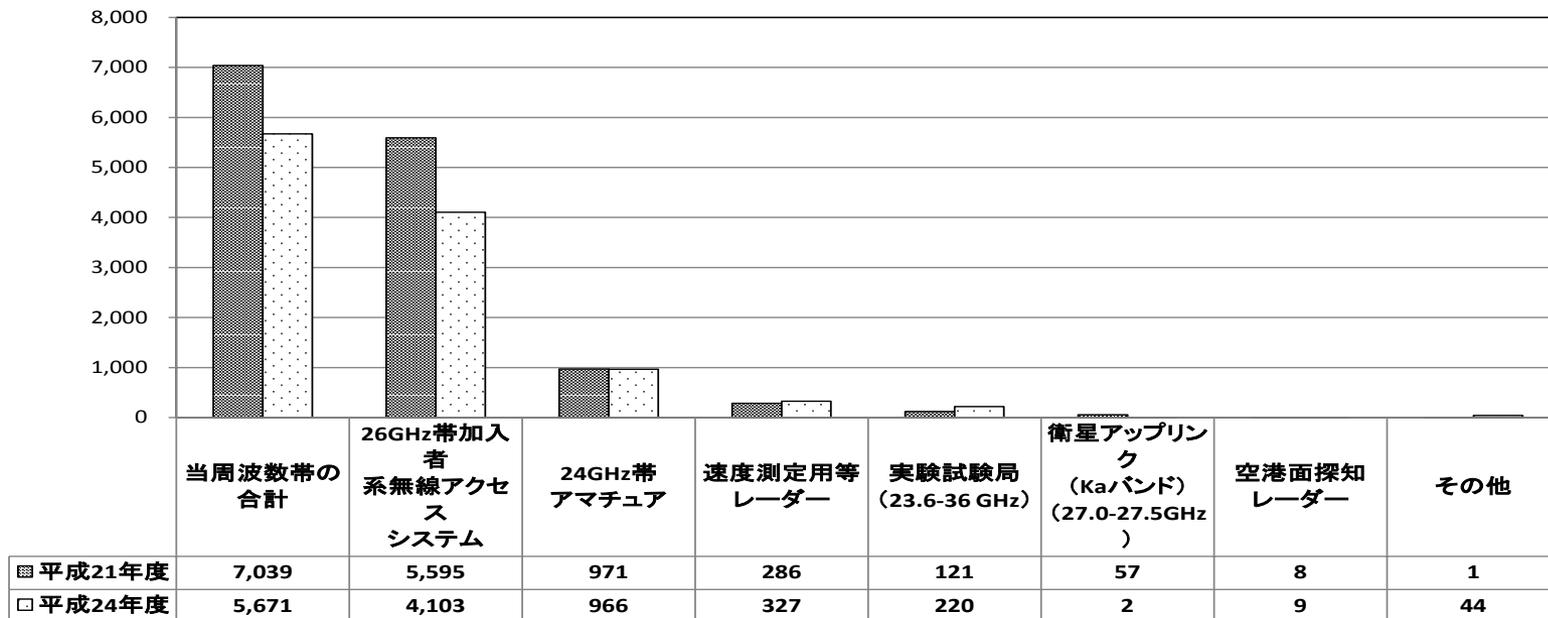


調査結果のポイント

- ・ 本周波数帯は、22GHz帯電気通信業務(中継系・エントランス)、22GHz帯広帯域加入者無線・22GHz帯加入者系無線アクセス等で主に利用されている。
- ・ 本周波数帯の無線局数は、平成21年度1,695局から平成24年度1,300局へ減少(約23%減)

評価結果のポイント

- ・ 本周波数帯は、電気通信業務(中継系・エントランス)、広帯域加入者無線・加入者系無線アクセス等で利用されており、デジタル技術等の周波数有効利用技術の導入率が高く、国際的な周波数割当てとも整合がとれ、適切に利用されている。
- ・ 22GHz帯広帯域加入者系無線アクセスについては、光ファイバの普及等に伴い、減少傾向にあり、高速伝送に対する需要に対応した技術的条件の見直しを図ることが適当。
- ・ 22GHz帯電気通信業務(中継系・エントランス)については、光ファイバの普及等に伴い、減少傾向にあり、11GHz帯、15GHz帯及び18GHz帯の電気通信業務用固定局とともに、高速伝送に対する需要に対応した技術的条件の見直しを図ることが適当。



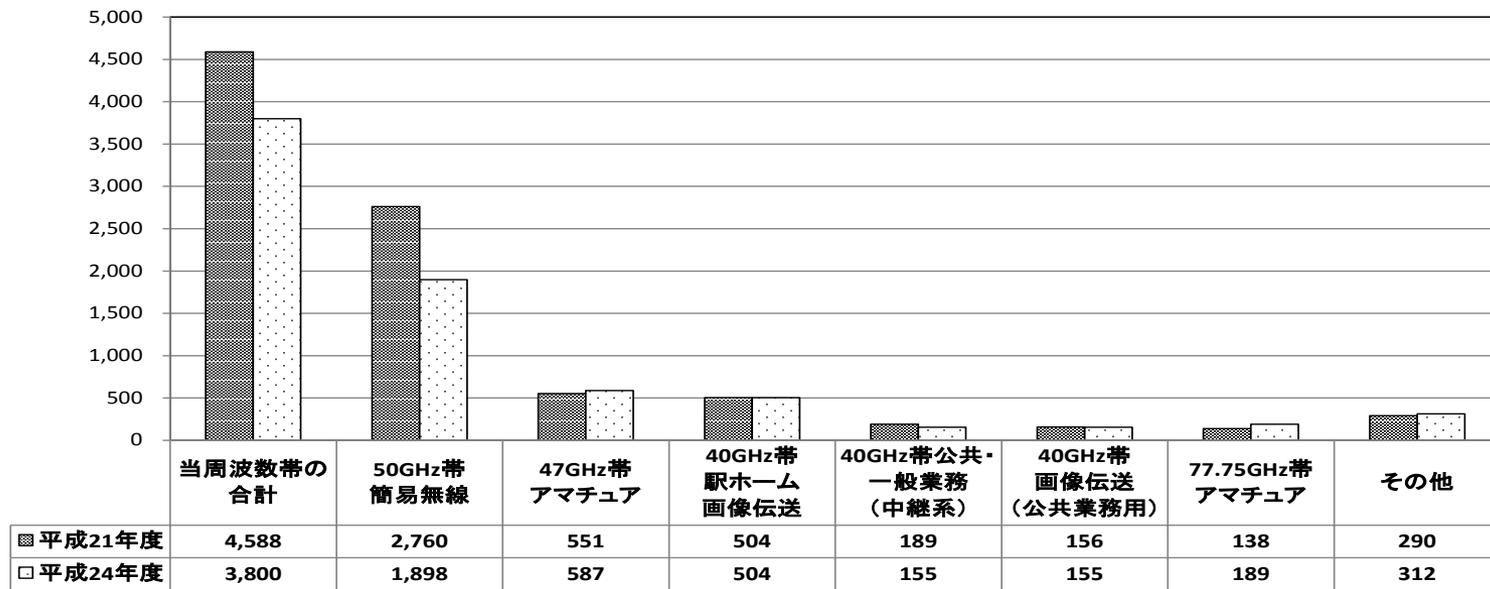
調査結果のポイント

- ・ 本周波数帯は、26GHz帯加入者系無線アクセスシステム、24GHz帯アマチュア等で主に利用されている。
- ・ 本周波数帯の無線局数は、平成21年度7,039局から平成24年度5,671局へ減少(約19%減)

評価結果のポイント

- ・ 本周波数帯は、加入者系無線アクセスシステム、アマチュア等で利用されており、これは国際的な周波数割当てとも整合がとれ、適切に利用されている。
- ・ 26GHz帯加入者系無線アクセスシステムについては、光ファイバの普及等に伴い、減少傾向にあり、高速伝送に対する需要に対応した技術的条件の見直しを図ることが適当。
- ・ 平成22年4月に制度整備が行われたUWBレーダーシステム(平成23年度の出荷台数は85。免許不要局。)については、22-24.25GHz帯の使用は平成28年12月31日までとされており、24.25-29GHz帯の使用はUWBレーダーシステムの許容普及率が7%以下という前提で他システムと共用可能としていることから、今後も出荷台数を継続的に把握していく必要があるとともに、UWBレーダーシステムは平成24年12月に制度化された79GHz帯高分解能レーダーシステムに移行することが想定されることから、同システムと併せて出荷台数を把握していく必要がある。

調査結果及び評価結果のポイント（36GHz超）



調査結果のポイント

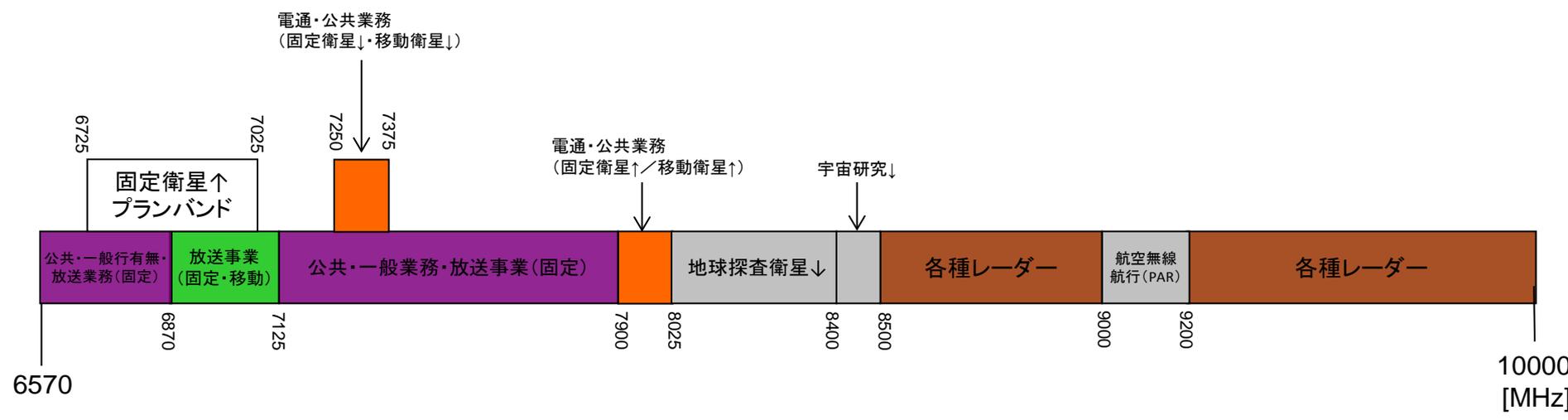
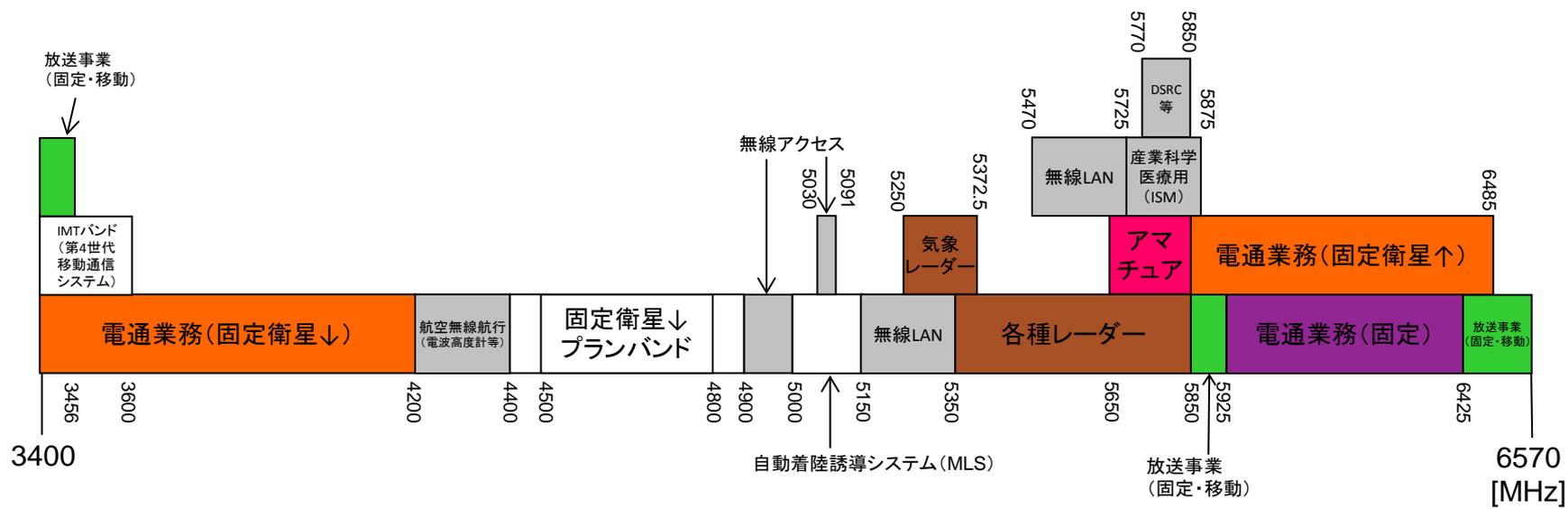
- ・ 本周波数帯は、50GHz帯簡易無線、47GHz帯アマチュア等で主に利用されている。
- ・ 本周波数帯の無線局数は、平成21年度4,588局から平成24年度3,800局へ減少（約17%減）

評価結果のポイント

- ・ 本周波数帯は、簡易無線、アマチュア、ホーム画像伝送等で利用されており、これは国際的な周波数割当てとも整合がとれ、おおむね適切に利用されている。
- ・ 40GHz帯PHSエントランスについては、その無線局数が平成21年調査時に引き続き0局となっており、今後の新たな需要も見込めないことから、廃止することが適当であり、同システムの周波数についてはミリ波列車、航空無線システム等新たなシステムのための周波数として留保することが適当である。
- ・ 79GHz帯高分解能レーダーシステム（免許不要局）については、UWBレーダーシステムと併せて出荷台数を把握していくとともに、使用可能周波数帯を3GHz幅（78-81GHz）から4GHz幅（77-81GHz）に拡張するため、77.5-78GHz帯が無線標定業務に国際分配されるようWRC-15に向けて取り組んでいく必要がある。
- ・ 50GHz帯簡易無線の無線局数の減少は、光ファイバ等への移行によるものである。

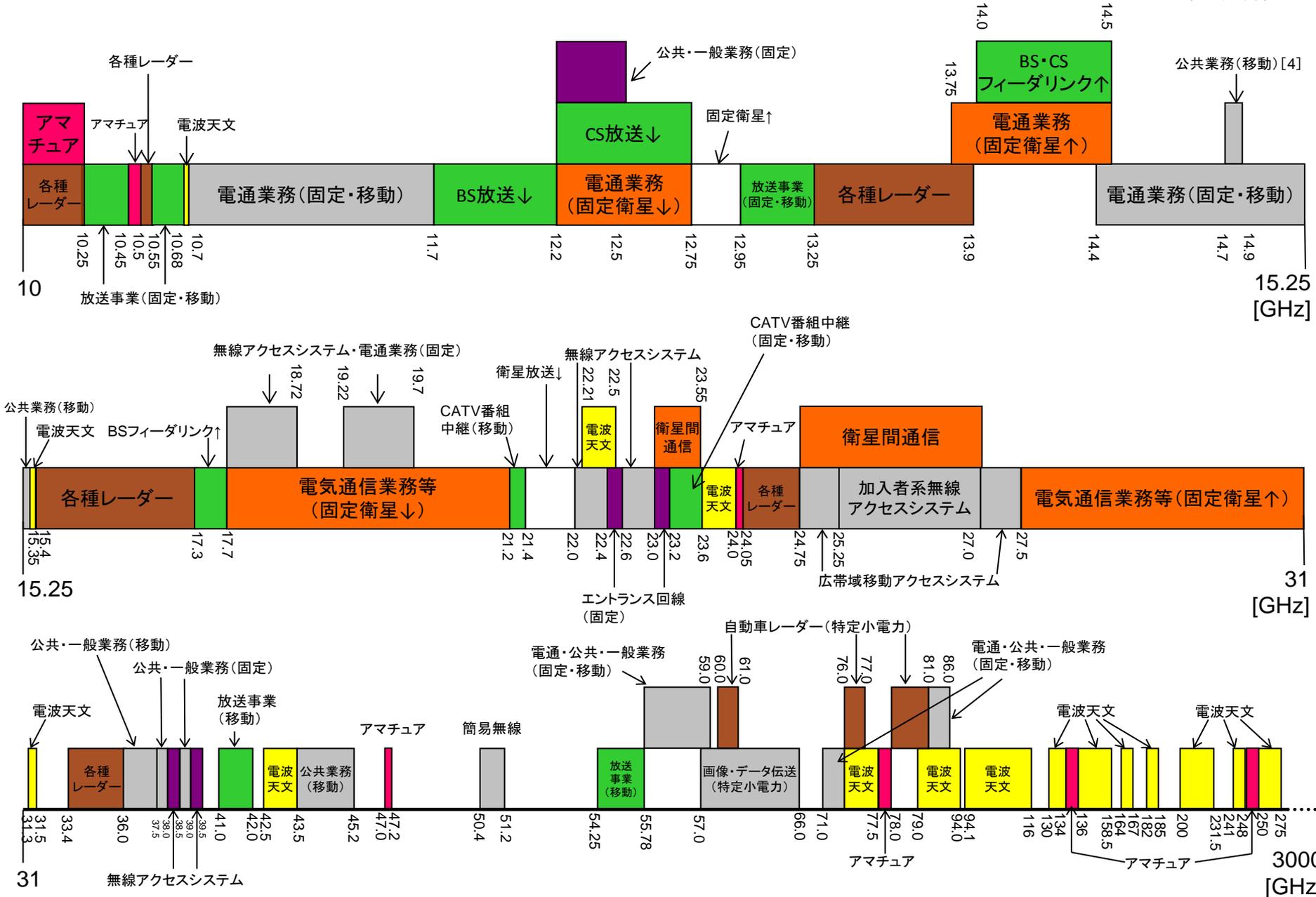
「平成24年度電波の利用状況調査」の対象周波数帯の使用状況 ①

平成24年12月現在



「平成24年度電波の利用状況調査」の対象周波数帯の使用状況 ②

平成24年12月現在



平成 25 年 6 月 12 日

無線設備規則の一部を改正する省令案について
(平成 25 年 6 月 12 日 諮問第 16 号)

[3 - 5 0 MHz 帯を使用する海洋レーダーの実用化に伴う制度整備]

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(成田課長補佐、安倍係長)

電話 : 03 - 5253 - 5829

諮問内容について

総務省総合通信基盤局電波部衛星移動通信課

(保坂課長補佐、山下)

電話 : 03 - 5253 - 5901

無線設備規則の一部を改正する省令案について

(3-50MHz 帯を使用する海洋レーダーの実用化)

1 諮問の概要

海洋レーダーは、陸上から海上に向けて電波を発射し、波浪によるエコー（海面の波による凹凸に共鳴して散乱する反射波）から、海流（流向、流速）等を測定するものである。海流等の測定には 3-50MHz 帯の周波数が適しており、一般的にその測定が長距離（100km 程度）では 4~16MHz 帯、中距離（50km 程度）では 24MHz ~30MHz 帯、短距離（10km 程度）では 40MHz 帯の周波数が利用されている。

我が国では、昭和 63 年（1988 年）に独立行政法人情報通信研究機構が 3-50MHz 帯を使用する海洋レーダーの実験試験局を開設し、海流等の観測や海洋漂流物等の追跡・探査に関する研究を開始し、現在までに、国土交通省、海上保安庁、大学などが、全国数十カ所で海洋レーダーの実験試験局を開設している。

また、平成 24 年 1 月から 2 月に開催された「2012 年世界無線通信会議(WRC-12)」で短波帯等に無線標定業務が新たに分配されるとともに、当該無線標定業務の局の技術基準等が決議され、3-50MHz 帯を使用する海洋レーダーの実運用が可能となった。

これにより、今後、3-50MHz 帯を使用する海洋レーダーによる海流等の観測や海洋漂流物等の追跡・探査のための観測を幅広く行うことができることとなり、気象海象情報の観測への応用や船舶の安全な航行への貢献が期待される。

このような背景を踏まえ、平成 24 年 12 月、情報通信審議会から海上無線通信設備の技術的条件のうち 3-50MHz 帯を使用する海洋レーダーの技術的条件について一部答申を得たところである。

この一部答申を踏まえ、我が国において 3-50MHz 帯を使用する海洋レーダーの実用化を図るため、今回、無線設備規則の一部改正を行うものである（「別添」参照）。なお、本年 5 月 1 日から同月 30 日まで本件改正案について意見募集を行ったところ、意見の提出はなかった。

2 諮問省令案の概要

無線設備規則の一部改正

- ・ 3-50MHz 帯を使用する海洋レーダーの技術基準に係る規定を整備すること（第 49 条の 4 の 2 等関係）。

3 施行時期

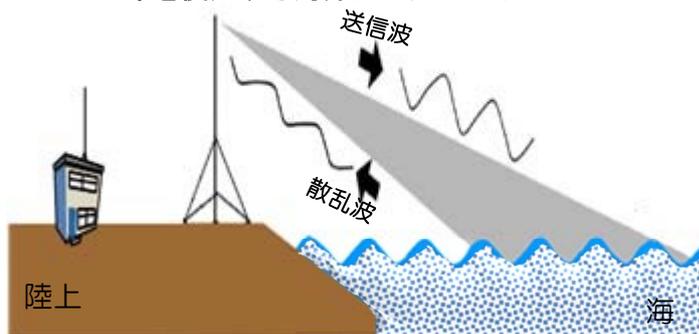
答申を受けた場合は、速やかに無線設備規則等を改正予定。

3-50MHz帯を使用する海洋レーダーの実用化

【改正の概要】

- 海洋レーダーは、陸上から海上に向けて電波を発射し、波浪によるエコー（海面の波による凹凸に共鳴して散乱する反射波）から、海流（流向、流速）等を測定するものである。
- 我が国では、これまで、国土交通省、NICT、大学などが海流等の観測に適している3-50MHz帯を使用する海洋レーダーの実験試験局を開設し、海流等の観測や海洋漂流物等の追跡・探査に関する研究を行っているが、平成24年1月から2月に開催された「2012年世界無線通信会議（WRC-12）」で短波帯等に無線標定業務が新たに分配されるとともに、当該無線標定業務の局の技術基準等が決議され、3-50MHz帯を使用する海洋レーダーの実運用が可能となり、今後、気象海象情報の観測への応用や船舶の安全な航行への貢献が期待される。
- 本件は、3-50MHz帯を使用する海洋レーダーの実用化を図るため、無線設備規則の一部改正を行うものである。

3-50MHz帯を使用する海洋レーダーのイメージ



技術基準の概要

・占有周波数帯幅の許容値

周波数	占有周波数帯幅の許容値
4 438 kHz～4 488 kHz	50 kHz
5 250 kHz～5 275 kHz	25 kHz
9 305 kHz～9 355 kHz	50 kHz
13 450 kHz～13 550 kHz	100 kHz
16 100 kHz～16 200 kHz	100 kHz
24 450 kHz～24 600 kHz	150 kHz
26 200 kHz～26 350 kHz	150 kHz
39 500 kHz～40 000 kHz	500 kHz
41 750 kHz～42 750 kHz	350 kHz

- ・変調方式は、周波数変調であり、連続波方式（間欠的連続波方式を含む）により送信するものであること。国際モールス符号の送信を行う場合は振幅変調であること。
- ・等価等方輻射電力は25dBWを超えないものであること。
- ・送信空中線は、原則として、指向特性を有するものであること。
- ・国際モールス符号により海洋レーダーの識別信号を送受信する機能を有するものであること。

<主な省令改正事項>

省令等	改正内容
無線設備規則	<ul style="list-style-type: none"> ・3-50MHz帯を使用する海洋レーダーの技術基準に係る規定の整備（第49条の4の2等関係）。

平成25年6月12日

日本放送協会の外国人向け協会国際衛星放送の業務の廃止の認可について
(平成25年6月12日 諮問第17号)

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(成田課長補佐、安倍係長)

電話：03-5253-5829

諮問内容について

総務省情報流通行政局衛星・地域放送課国際放送推進室

(長谷川課長補佐、岡田係長)

電話：03-5253-5798

日本放送協会の外国人向け協会国際衛星放送の業務の廃止の認可について

1. 申請の概要

日本放送協会（会長：松本 正之。以下「協会」という。）から放送法（昭和 25 年法律第 132 号。以下「法」という。）第 86 条第 1 項の規定に基づき、以下のとおり、協会国際衛星放送の業務の廃止の認可申請があった。

1 廃止しようとする協会国際衛星放送の業務

協会国際衛星放送の種類	テレビジョン放送 (外国人向け協会国際衛星放送)
協会国際衛星放送の業務に用いられる外国の放送局を運用する者の氏名又は名称	メガメディア・インドネシア (Mega Media Indonesia) 社
協会国際衛星放送の業務に用いられる人工衛星の放送局に係る人工衛星の軌道又は位置	東経 113° (パラパD (Palapa D))
協会国際衛星放送に係る周波数	12, 590 MHz

(参考)

- ・放送事項：報道（ニュース、ニュース解説など報道を目的とする放送番組）、インフォメーション（国際親善、国情紹介及び経済交流を目的とする放送番組）
- ・放送区域：インドネシア
- ・視聴可能世帯数：7, 838 世帯（平成 25 年 3 月末現在）
- ・業務開始日：平成 24 年 2 月 1 日

2 廃止を必要とする理由

協会は、平成 24 年 2 月 1 日から、メガメディア・インドネシア社が運用するインドサット (Indosat) 社のパラパD衛星を用いて、テレビジョン放送による外国人向け協会国際衛星放送（以下「NHKワールドTV」という。）を実施している。受信可能世帯数は本年 3 月末時点で 7, 838 世帯である。

本年 5 月 13 日、メガメディア・インドネシア社から、協会に対し、チャンネルラインナップの変更に伴い、NHKワールドTVを含む複数のチャンネルを、日本時間 7 月 1 日をもって打ち切ることになった旨、通知があった。

協会は、当該通知を受け、同社との交渉を重ねてきたが、協会は費用負担していないこと、同社は既に新チャンネルの放送開始の方針を固めており、その方針は覆らないことなどに鑑み、放送継続が困難と判断されることから、申出どおりの日付をもって本業務を廃止しようとするものである。

なお、協会は、インドネシアにおいて、同社以外に衛星事業者 2 社（インドサット社

及びトパスTV（TopasTV）社）を通じてNHKワールドTVの放送を実施するなどしており、合わせて約360万世帯においてNHKワールドTVが視聴可能である。

また、協会は、メガメディア・インドネシア社を通じてNHKワールドTVを視聴している受信者に対して、廃止のスケジュールや今後のNHKワールドTVの視聴方法など必要な情報をNHKワールドTVの放送番組等を通じ周知させる予定である。

3 廃止しようとする時期

平成25年7月1日

2. 審査の結果

審査の結果は次のとおりであり、本件は申請のとおり認可することが適当であると認められる。

(1) 廃止により、必須業務を毀損しないこと

協会は、放送法第20条第1項第5号の規定により、必須業務として協会国際衛星放送を実施することと定められている。

今回申請に係る協会国際衛星放送の業務の廃止により、NHKワールドTVが視聴できなくなる放送区域については、基幹衛星であるIS-19の放送区域に含まれている。

また、当該協会国際衛星放送の受信可能世帯数は7,838世帯であり、NHKワールドTVの受信可能世帯数（約1億6,000万世帯）に占める割合は、僅少である。

以上のことから必須業務を毀損するものではないと認められる。

(2) 廃止により、要請放送の実施に支障が生じないこと

協会は、放送法第65条第1項の規定により、要請放送を実施することが定められている。

今回申請に係る協会国際衛星放送の業務の廃止により、NHKワールドTVが視聴できなくなる放送区域については、基幹衛星であるIS-19の放送区域に含まれており、要請区域の変更が必要になるものではない。

また、当該協会国際衛星放送の受信可能世帯数は7,838世帯であり、NHKワールドTVの受信可能世帯数（約1億6,000万世帯）に占める割合は、僅少である。

以上のことから要請放送の確実な実施に支障をきたすものではないと認められる。

(3) 廃止の理由がやむを得ないものであること

協会国際衛星放送の実施手段は海外の衛星を運用する民間事業者との交渉及び契約により市場から調達することによっている。

今回申請に係る協会国際衛星放送の業務の廃止は、当該放送に使用される外国の放送局の運用する者（メガメディア・インドネシア社）の経営上の理由（チャンネルラインナップの見直し）によるものであり、契約の相手方である当該事業者の事情によるものである。

協会は、当該事業者の方針に対し、引き続き当該協会国際衛星放送を実施できるよう交渉を行ったが、その方針は覆らなかったため、放送継続が困難と判断し、本業務を廃止するものである。

なお、当該事業者と協会の契約は、無償契約であり、衛星の借用料等の経費は発生していない。

以上のことから、本件に係る協会の認可申請はやむを得ないものと認められる。

(参照条文)

○ 放送法（昭和25年法律第132号）

(定義)

第2条 この法律及びこの法律に基づく命令の規定の解釈に関しては、次の定義に従うものとする。

一～四 (略)

五 「国際放送」とは、外国において受信されることを目的とする放送であつて、中継国際放送及び協会国際衛星放送以外のものをいう。

六 「邦人向け国際放送」とは、国際放送のうち、邦人向けの放送番組の放送をするものをいう。

七 「外国人向け国際放送」とは、国際放送のうち、外国人向けの放送番組の放送をするものをいう。

八 「中継国際放送」とは、外国放送事業者（外国において放送事業を行う者をいう。以下同じ。）により外国において受信されることを目的として国内の放送局を用いて行われる放送をいう。

九 「協会国際衛星放送」とは、日本放送協会（以下「協会」という。）により外国において受信されることを目的として基幹放送局（基幹放送をする無線局をいう。以下同じ。）又は外国の放送局を用いて行われる放送（人工衛星の放送局を用いて行われるものに限る。）をいう。

十 「邦人向け協会国際衛星放送」とは、協会国際衛星放送のうち、邦人向けの放送番組の放送をするものをいう。

十一 「外国人向け協会国際衛星放送」とは、協会国際衛星放送のうち、外国人向けの放送番組の放送をするものをいう。

十二～二十九 (略)

(業務)

第20条 協会は、第15条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一 次に掲げる放送による国内基幹放送（特定地上基幹放送局を用いて行われるものに限る。）を行うこと。

イ 中波放送

ロ 超短波放送

ハ テレビジョン放送

二 テレビジョン放送による国内基幹放送（電波法の規定により協会以外の者が受けた免許に係る基幹放送局を用いて行われる衛星基幹放送に限る。）を行うこと。

三 放送及びその受信の進歩発達に必要な調査研究を行うこと。

四 邦人向け国際放送及び外国人向け国際放送を行うこと。

五 邦人向け協会国際衛星放送及び外国人向け協会国際衛星放送を行うこと。

2～11 (略)

(協会国際衛星放送の実施)

第25条 協会は、外国の放送局を用いて協会国際衛星放送を開始したときは、遅滞なく、放送区域、放送事項その他総務省令で定める事項を総務大臣に届け出なければならない。これらの事項を変更したときも、同様とする。

(国際放送の実施の要請等)

- 第65条 総務大臣は、協会に対し、放送区域、放送事項（邦人の生命、身体及び財産の保護に係る事項、国の重要な政策に係る事項、国の文化、伝統及び社会経済に係る重要事項その他の国の重要事項に係るものに限る。）その他必要な事項を指定して国際放送又は協会国際衛星放送を行うことを要請することができる。
- 2 総務大臣は、前項の要請をする場合には、協会の放送番組の編集の自由に配慮しなければならない。
- 3 協会は、総務大臣から第1項の要請があつたときは、これに応じるよう努めるものとする。
- 4・5 (略)

(放送の休止及び廃止)

- 第86条 協会は、総務大臣の認可を受けなければ、その基幹放送局若しくはその放送の業務を廃止し、又はその放送を12時間以上（協会国際衛星放送にあつては、24時間以上）休止することができない。ただし、不可抗力による場合は、この限りでない。
- 2 協会は、その放送を休止したときは、前項の認可を受けた場合又は第113条の規定により報告をすべき場合を除き、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。
- 3 (略)

(電波監理審議会への諮問)

- 第177条 総務大臣は、次に掲げる事項については、電波監理審議会に諮問しなければならない。
- 一 (略)
- 二 第18条第2項（定款変更の認可）、第20条第8項（第65条第5項において準用する場合を含む。）（中継国際放送の協定の認可）、第20条第9項（提供基準の認可）、同条第10項（任意的業務の認可）、第22条（独立行政法人宇宙航空研究開発機構等への出資の認可）、第64条第2項及び第3項（受信料免除の基準及び受信契約条項の認可）、第65条第1項（国際放送等の実施の要請）、第66条第1項（放送に関する研究の実施命令）、第71条第1項（収支予算等の認可）、第85条第1項（放送設備の譲渡等の認可）、第86条第1項（放送の廃止又は休止の認可）、第89条第1項（放送の廃止又は休止の認可）、第93条第1項（基幹放送の業務の認定）、第96条第1項（地上基幹放送の業務の場合に限る。）（認定の更新）、第97条第1項本文（基幹放送の放送事項又は基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の変更の許可）、第120条（放送局設備供給役務の提供条件の変更命令）、第141条（受信障害区域における再放送の業務の方法に関する改善の命令）、第156条第1項、第2項若しくは第四項（有料基幹放送契約約款の変更命令又は有料放送事業者若しくは有料放送管理事業者の業務の方法の改善の命令）、第159条第1項（認定放送持株会社に関する認定）又は第167条第1項（センターの指定）の規定による処分
- 三～五 (略)
- 2 (略)

○ 放送法施行規則（昭和25年電波監理委員会規則第10号）

（協会国際衛星放送の開始の届出）

第16条 法第25条の総務省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 協会国際衛星放送の種類
 - 二 協会国際衛星放送の業務に用いられる外国の放送局を運用する者の氏名又は名称
 - 三 協会国際衛星放送の業務に用いられる人工衛星の放送局に係る人工衛星の軌道又は位置
 - 四 協会国際衛星放送に係る周波数
 - 五 業務開始の期日
- 2 法第25条の規定による届出をしようとする場合は、別表第1号の様式の届出書により行うものとする。
- 3 法第25条の規定による届出は、協会国際衛星放送の種類ごと、協会国際衛星放送に係る人工衛星の軌道又は位置ごと、かつ、周波数の一ごと（一の周波数を使用して二以上の放送番組を放送をする場合にあつては、放送をする放送番組の一ごと）に行わなければならない。

（放送の廃止及び休止の認可申請等）

第58条 法第86条第1項及び第89条第1項の認可を受けようとするときは、申請書に次に掲げる事項を記載した書類を添えて、所轄総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。以下同じ。）を経て（協会国際衛星放送の業務又は衛星基幹放送の業務の場合にあつては、直接）総務大臣に提出するものとする。

- 一 廃止又は休止しようとする基幹放送局又は協会若しくは放送大学学園法（平成14年法律第156号）第3条に規定する放送大学学園（以下「学園」という。）の放送の業務
 - 二 廃止又は休止しようとする理由
 - 三 廃止若しくは休止しようとする時期又は休止しようとする期間
- 2 協会及び学園は、廃止又は休止の認可を受けたときは、遅滞なくその旨を放送によつて告知するものとする。

テレビ国際放送の概要

※平成25年3月末現在

テレビ国際放送 (NHKワールドTV)

- 日本やアジア、世界の最新情報と多彩な番組を、英語により1日約23.5時間(株式会社日本国際放送の独自放送を含めて24時間)、世界に向けて発信
- 放送衛星やケーブル局などを通じて約130の国・地域、約1億6000万世帯で視聴可能
- 使用衛星数: 24基

EutelSat Hot Bird 13A
EutelSat 28A
Astra 1KR
Hispasat 1E

Astra 4A

Amos2
Badr-4
Turksat2A

EutelSat 36B

IS-20

IS-12
Insat 4B

Apstar-7

AsiaSat 3S

Asiasat5

Koreasat6

Palapa-D
Vinasat 1
NSS-11

IS-19

Optus-D2

IS-18

AMC 4

IS-21

- 直径2.5~6メートルのアンテナで受信可能(主に事業者向け)
- それぞれの地域の実情に即した受信方法で受信可能(主に一般家庭向け)
- 主にホテルにて視聴可能